

## 新旧対照表（建築物における給水施設の維持管理要領）

新	旧
<p>第1～第2（略）</p> <p>第3 届出            簡易専用水道の設置者又は当該簡易専用水道の維持管理に関して権限を与えられている者（以下「簡易専用水道の設置者等」という。）は、次の届出をすること。            なお、簡易専用水道の設置者等が水道事業者に給水申込みを行う際に、簡易専用水道の概要について調査票を提出し、調査票が水道事業者から<u>知事</u>に送付された場合は、簡易専用水道の設置者等が簡易専用水道設置届を完了したものと見なす。            また、簡易専用水道届出事項変更届等についても準用する。</p> <p>(1) 簡易専用水道の設置者等は、当該簡易専用水道を使用するに至ったときは、速やかに簡易専用水道設置届（様式第1号）を<u>知事</u>に提出すること。            (2) 簡易専用水道の設置者等は、届出事項に変更を生じたときは、速やかに簡易専用水道届出事項変更届（様式第2号）を<u>知事</u>に提出すること。            (3) 簡易専用水道の設置者等は、当該水道施設を廃止（受水槽の有効容量の減少等により簡易専用水道に該当しなくなったときを含む。）したとき、当該簡易専用水道施設を長期にわたり使用を中止しようとするとき、又は休止した簡易専用水道を再開しようとするときは、簡易専用水道廃止（休止・再開）届（様式第3号）を<u>知事</u>に提出すること。</p> <p>第4 維持管理</p>	<p>第1～第2（略）</p> <p>第3 届出            簡易専用水道の設置者又は当該簡易専用水道の維持管理に関して権限を与えられている者（以下「簡易専用水道の設置者等」という。）は、次の届出をすること。            なお、簡易専用水道の設置者等が水道事業者に給水申込みを行う際に、簡易専用水道の概要について調査票を提出し、調査票が水道事業者から<u>管轄保健所長</u>に送付された場合は、簡易専用水道の設置者等が簡易専用水道設置届を完了したものと見なす。            また、簡易専用水道届出事項変更届等についても準用する。</p> <p>(1) 簡易専用水道の設置者等は、当該簡易専用水道を使用するに至ったときは、速やかに簡易専用水道設置届（様式第1号）を<u>管轄保健所長</u>に提出すること。            (2) 簡易専用水道の設置者等は、届出事項に変更を生じたときは、速やかに簡易専用水道届出事項変更届（様式第2号）を<u>管轄保健所長</u>に提出すること。            (3) 簡易専用水道の設置者等は、当該水道施設を廃止（受水槽の有効容量の減少等により簡易専用水道に該当しなくなったときを含む。）したとき、当該簡易専用水道施設を長期にわたり使用を中止しようとするとき、又は休止した簡易専用水道を再開しようとするときは、簡易専用水道廃止（休止・再開）届（様式第3号）を<u>管轄保健所長</u>に提出すること。</p> <p>第4 維持管理</p>

施設の設置者等は、次の事項によりその水道の給水施設について適切に維持管理すること。

なお、建築物衛生法の適用を受ける簡易専用水道については、同法の規定による。

(1) ～(4) (略)

(5) 汚染事故の措置

水質汚染事故が発生したとき、水質検査の結果別表2の水質基準値を超える汚染が判明したとき又は給水栓の水に色、濁り、臭い、味などに異常が発生したときは、速やかに建設局上下水道課（以下「上下水道課」という。）又は関係水道事業者へ連絡すること。

なお、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知すること。

第5 登録検査機関の検査

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の維持管理について、毎年1回以上定期的に水道法第34条の2第2項の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の検査を受けること。

なお、検査終了後、登録検査機関が簡易専用水道の設置者に対し交付する検査済証を3年以上保存すること。

また、小規模貯水槽水道施設についても、この検査を受けることが望ましい。

検査の結果、特に衛生上問題があるとして行政機関に報告するよう検査機関から助言を受けた場合は、当該施設の設置者は、速やかに上下水道課にその旨を報告すること。

施設の設置者等は、次の事項によりその水道の給水施設について適切に維持管理すること。

なお、建築物衛生法の適用を受ける簡易専用水道については、同法の規定による。

(1) ～(4) (略)

(5) 汚染事故の措置

水質汚染事故が発生したとき、水質検査の結果別表2の水質基準値を超える汚染が判明したとき又は給水栓の水に色、濁り、臭い、味などに異常が発生したときは、速やかに管轄保健所又は関係水道事業者へ連絡すること。

なお、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知すること。

第5 登録検査機関の検査

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の維持管理について、毎年1回以上定期的に水道法第34条の2第2項の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の検査を受けること。

なお、検査終了後、登録検査機関が簡易専用水道の設置者に対し交付する検査済証を3年以上保存すること。

また、小規模貯水槽水道施設についても、この検査を受けることが望ましい。

検査の結果、特に衛生上問題があるとして保健所に報告するよう検査機関から助言を受けた場合は、当該施設の設置者は、速やかに当該施設の所在地を管轄する保健所にその旨を報告すること。

新

旧

様式第1号

整理番号

簡易専用水道設置届

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名  
(名称及び  
代表者氏名)

建 物	名 称	(TEL)	設置年月	年 月
	所在地		階 数	階建
	主用途	1共同住宅 2事務所 3店舗 4学校 5旅館 6その他( )		
所有者(設置者)	住所 氏名又は名称 (TEL)			
管 理 者	住所 氏名又は名称 (TEL)			

施 設 概 要

		受 水 槽	高 置 水 槽	その他の貯水槽
給水設備 (飲料用)	設置場所	1屋外 2屋内(地上 階、 地下 階)	1屋上 2給水塔 3その他 ( )	1屋外 2屋内(地上 階、 地下 階)
	設置状態	1床置き 2その他 ( )	(屋根) 1有 2無	1床置き 2その他 ( )
	水槽の数・容量	( )槽 ( )m <sup>3</sup> 、( )m <sup>3</sup>	( )槽 ( )m <sup>3</sup> 、( )m <sup>3</sup>	( )槽 ( )m <sup>3</sup> 、( )m <sup>3</sup>
	材 質	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4銅板 5その他( )	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4銅板 5その他( )	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4銅板 5その他( )
給水管の材質	1硬質塩化ビニル管 2硬質塩化ビニルライニング鋼管 3ポリエチレン管 4ステンレス管 5その他( )			
滅 菌 機	1有 2無			
使 用 水 量	m <sup>3</sup> /月			
残留塩素測定器	1有 2無			

備 考

様式第1号

整理番号

簡易専用水道設置届

年 月 日

保健所長 殿

届出者 住 所  
氏 名  
(名称及び  
代表者氏名)

建 物	名 称	(TEL)	設置年月	年 月
	所在地		階 数	階建
	主用途	1共同住宅 2事務所 3店舗 4学校 5旅館 6その他( )		
所有者(設置者)	住所 氏名又は名称 (TEL)			
管 理 者	住所 氏名又は名称 (TEL)			

施 設 概 要

		受 水 槽	高 置 水 槽	その他の貯水槽
給水設備 (飲料用)	設置場所	1屋外 2屋内(地上 階、 地下 階)	1屋上 2給水塔 3その他 ( )	1屋外 2屋内(地上 階、 地下 階)
	設置状態	1床置き 2その他 ( )	(屋根) 1有 2無	1床置き 2その他 ( )
	水槽の数・容量	( )槽 ( )m <sup>3</sup> 、( )m <sup>3</sup>	( )槽 ( )m <sup>3</sup> 、( )m <sup>3</sup>	( )槽 ( )m <sup>3</sup> 、( )m <sup>3</sup>
	材 質	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4銅板 5その他( )	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4銅板 5その他( )	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4銅板 5その他( )
給水管の材質	1硬質塩化ビニル管 2硬質塩化ビニルライニング鋼管 3ポリエチレン管 4ステンレス管 5その他( )			
滅 菌 機	1有 2無			
使 用 水 量	m <sup>3</sup> /月			
残留塩素測定器	1有 2無			

備 考

新

様式第2号

簡易専用水道届出事項変更届

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔 名 称 及 び 〕  
〔 代 表 者 氏 名 〕

下記のとおり、簡易専用水道の届出事項に変更を生ましました。

記

- 1 簡易専用水道を設置した建物の名称
- 2 建物所在地
- 3 変更事項  
変更前  
変更後
- 4 変更年月日
- 5 変更理由

旧

様式第2号

簡易専用水道届出事項変更届

年 月 日

保健所長 殿

届出者 住 所

氏 名

〔 名 称 及 び 〕  
〔 代 表 者 氏 名 〕

下記のとおり、簡易専用水道の届出事項に変更を生ましました。

記

- 1 簡易専用水道を設置した建物の名称
- 2 建物所在地
- 3 変更事項  
変更前  
変更後
- 4 変更年月日
- 5 変更理由

新

様式第3号

簡易専用水道 廃止  
休止 届  
再開

年 月 日

愛知県知事殿

届出者 住所

氏名

〔名称及び  
代表者氏名〕

下記のとおりに、簡易専用水道を  
廃止  
休止  
再開  
しました。

記

1 廃止  
休止 施設の建物名称  
再開

2 建物所在地

3 廃止  
休止 年 月 日  
再開

4 廃止  
休止 理由  
再開

旧

様式第3号

簡易専用水道 廃止  
休止 届  
再開

年 月 日

保健所長殿

届出者 住所

氏名

〔名称及び  
代表者氏名〕

下記のとおりに、簡易専用水道を  
廃止  
休止  
再開  
しました。

記

1 廃止  
休止 施設の建物名称  
再開

2 建物所在地

3 廃止  
休止 年 月 日  
再開

4 廃止  
休止 理由  
再開